

第2次沖縄県新型コロナウイルスワクチン接種基本方針

令和3年12月16日	知事決定
令和4年2月3日	改定
令和4年3月7日	改定
令和4年7月12日	改定

1 本方針策定の意義

沖縄県は、令和3年8月に策定した「沖縄県新型コロナウイルスワクチン接種基本方針」で、県と市町村が連携し、10月末までに全人口の70%への1回目の接種に取り組んできたところ、11月末現在の沖縄県の接種率は、1回目が68.7%、2回目が67.3%となっており、希望する接種対象者に対しては、おおむね接種を終了している。

一方、重症化予防等の観点から、初回接種（1・2回目接種）を継続するとともに、追加接種（3回目接種）の機会を提供することが重要である。

そのため、基本方針を定め、県と市町村の連携のもと、県内におけるワクチン接種を円滑に推進する。

また、令和4年5月25日から4回目接種が開始されたこと等から、当該基本方針に追記し、接種機会を提供する。

2 ワクチン接種の目的

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

新型コロナウイルスによる感染を抑え込み、安全・安心な島沖縄を一日も早く取り戻し、県民生活と経済に活気を取り戻すためには、感染症対策の最大の切り札となるワクチン接種を早急に行うことが重要である。

3 ワクチン接種対象者及び接種方法

(1) 接種対象者^注

5歳以上の全県民 約140万6千人

5歳から11歳までの全県民 約11万9千人

12歳以上の全県民 約128万7千人

うち高齢者 約33万2千人

うち60歳以上の者 約42万3千人

(注) 接種対象者は、令和3年1月1日時点の住民基本台帳の人数

(2) 接種方法

ア 市町村

医療機関又はそれ以外の接種会場を確保し接種を行うほか、医療機関による高齢者施設等への巡回接種を行う。

イ 県

市町村と連携し、接種を促進するとともに、市町村による接種を補完す

るため、広域ワクチン接種センター等を設置し接種を行う。

ウ 職域接種

職域（大学等を含む）単位でワクチンの接種を行う。

4 基本的な考え方

(1) 初回接種（1回目・2回目接種）

令和3年12月以降、今後接種を希望する者及び新たに接種対象となる者のために、接種体制を整備し、引き続きワクチン接種を行う。

接種を希望する5歳から11歳以下の者（以下「小児」という。）は、令和4年3月以降、5歳から11歳用ファイザー社製ワクチンを使用して接種を行う。

小児への接種は、予防接種法上の努力義務が課されていないことから、保護者及び本人が接種について判断できるよう、有効性及び安全性について情報提供を行うとともに、希望する者に対する接種体制を確保する。

(2) 追加接種（3回目・4回目接種）

令和3年12月以降、初回接種を終了した全ての者に対して3回目接種の機会を提供するとともに、令和4年5月25日以降、重症化予防を目的に4回目接種が開始されたことから、以下のとおり順次接種を行う。

ア 第1期追加接種（3回目接種）

令和3年12月以降、初回接種で使用したワクチンの種類に関わらず、12歳以上用ファイザー社製ワクチン、モデルナ社製ワクチン及び武田社製ワクチン（ノババックス）を使用し、順次3回目接種を行う。

12歳以上用ファイザー社製ワクチンは、初回接種終了から5か月以上経過した12歳以上の者、モデルナ社製ワクチンは、初回接種終了から5か月以上経過した18歳以上の者、武田社製ワクチン（ノババックス）は、初回接種終了から6か月以上経過した18歳以上の者を対象に接種を行う。

イ 第2期追加接種（4回目接種）

令和4年5月25日以降、1、2回目接種及び3回目接種で使用したワクチンの種類に関わらず、12歳以上用ファイザー社製ワクチン及びモデルナ社製ワクチンを使用し、順次4回目接種を行う。

12歳以上用ファイザー社製ワクチン及びモデルナ社製ワクチンとも、3回目接種終了から5か月以上経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者で基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者を対象に接種を行う。

また、今後国から新たな方針等が示された場合は、当該方針に従い実施するものとする。

5 都道府県、市町村及び企業等（職域接種）の主な役割

(1) 都道府県の役割

ア 地域の卸業者等との調整

イ 市町村事務に係る調整

ウ 医療従事者等への接種体制の確保

- エ 高齢者施設の入所者等への接種体制の構築（市町村への協力）
- オ 小児への接種体制構築（市町村取組みへの支援）
- カ 専門的相談体制の確保
- キ 市町村等へのワクチン等の割り当て
- ク アストラゼネカ社製ワクチン及び武田社製ワクチン（ノババックス）の接種機会の確保

(2) 市町村の役割

- ア 医療機関等との委託契約、接種費用の支払
- イ 医療機関以外の接種会場の確保等
- ウ 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付
- エ 高齢者施設等の入所者等への接種体制の構築
- オ 健康被害救済の申請受付、給付
- カ 接種実施医療機関等へのワクチン等の割り当て

(3) 企業等（職域接種）の役割

- ア 職域接種の要件
 - (ア) 医師、看護師等の医療従事者及び事務スタッフ等の人員確保
 - (イ) 会場及び必要な備品等の確保
 - (ウ) 企業内職域接種の準備及び実施のための体制確保
 - (エ) 原則1,000回以上の接種実施

（厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」参照）

6 県の取組

(1) 市町村支援

- ア 国と市町村間のリエゾンの役割（ワクチン確保、補助金等）
- イ 市町村の進捗状況の管理及び助言等
- ウ 接種会場及び医療従事者確保の支援
- エ 広域的な調整
- オ 専門的相談コールセンターの設置運営

(2) 広域ワクチン接種センター等の設置運営

ア 沖縄県モデルナワクチン接種センターの設置運営

(ア) 目的

令和3年12月以降も、モデルナ社製ワクチン及びアストラゼネカ社製ワクチンの接種機会を継続して提供するため、「沖縄県モデルナワクチン接種センター」を設置し、市町村と連携して接種の促進を図る。

(イ) 設置場所及び期間

沖縄県立武道館（錬成道場） 令和3年12月3日（金）から令和4年2月6日まで

(ウ) 対象者

原則、沖縄県に居住するモデルナ社製ワクチン及びアストラゼネカ社製ワクチンの接種を1回のみ接種した者又は1回もワクチン接種を受けていない者で、次の者を対象とする。

a モデルナ社製ワクチンを希望する者のうち、市町村から発行された

接種券を有する満12歳以上の者

- b アストラゼネカ社製ワクチンを希望する者のうち、市町村から発行された接種券を有する40歳以上（特に必要がある場合は18歳以上）の者

イ 沖縄県広域ワクチン接種センターの設置運営

(ア) 目的

市町村が行う初回接種及び追加接種を補完し、モデルナ社製ワクチン、アストラゼネカ社製ワクチン及び武田社製ワクチン（ノババックス）の接種機会を提供するため、「沖縄県広域ワクチン接種センター」等を設置し、市町村と連携して、接種の推進を図る。

(イ) 設置場所及び期間

- a 沖縄県北部合同庁舎 令和4年2月5日（土）から当分の間
- b 結婚式場NBC沖縄 令和4年2月6日（日）から当分の間
- c 那覇クルーズターミナル 令和4年2月5日（土）から当分の間

※上記 a～c の他、更なる接種促進のため、大規模商業施設へ臨時接種センターを設置するなど接種を行う。

(ウ) 対象者

- a 初回接種は、原則、沖縄県に居住するアストラゼネカ社製ワクチン及び武田社製ワクチン（ノババックス）の接種を1回のみ接種した者又は1回もワクチン接種を受けていない者で、次の者を対象とする。
 - (a) アストラゼネカ社製ワクチンを希望する者のうち、市町村から発行された初回接種の接種券を有する40歳以上（特に必要がある場合は18歳以上）の者
 - (b) 武田社製ワクチン（ノババックス）を希望する者のうち、市町村から発行された初回接種の接種券を有する18歳以上の者
- b 追加接種は、原則、沖縄県に居住する12歳以上ファイザー社製ワクチン、モデルナ社製ワクチン、アストラゼネカ社製ワクチン及び武田社製ワクチン（ノババックス）の初回接種を終了した者で、次の者を対象とする。
 - (a) 第1期追加接種（3回目接種）は、モデルナ社製ワクチン及び武田社製ワクチン（ノババックス）を希望する者のうち、接種券を有する18歳以上の者。
 - (b) 第2期追加接種（4回目接種）は、モデルナ社製ワクチンを希望する者のうち、接種券を有する60歳以上の者

(3) 職域接種支援

申請等に係る問い合わせの対応、助言等

(4) 情報等の発信

ワクチン接種の効果や副反応等に関する正確な情報を発信するなど、接種に前向きとなるような取組みを行う。

7 工程

ワクチン接種の工程表（別表1参照）

8 追加接種の加速化

令和4年3月末までを「沖縄県ワクチン追加接種推進期間」とし、県及び市町村は連携して、3回目接種を加速化する。

高齢者は、人口の約9割が初回接種を終了しており、本期間内では、その8割にあたる約23万人、全高齢者人口の70%を追加接種の目標として取り組む。

また、令和4年8月末までを「沖縄県ワクチン3・4回目接種推進期間」とし、県及び市町村は連携して、3回目及び4回目接種を加速化する。

4回目接種については、予防接種法上の努力義務が課されている60歳以上の方に対し、重症化予防を目的に、本期間内では、8月末までの接種対象者の80%以上（約24万人）を4回目接種の目標として取り組む。

また、中間目標として、7月末の接種対象者の60%以上（約12万人）への接種に取り組む。

加えて、高齢者施設等の入所者等に対しては、クラスターの発生が依然として続いているなど、予断を許さない状況が継続していること、これまでのワクチン接種等により獲得された免疫は徐々に減衰していくこと等を踏まえ、4回目接種が可能となる3回目接種から5か月経過後の可能な限り早期に、4回目接種を実施する。

また、3回目接種については、2回目接種を終了した60歳以上の方の接種率が約9割であるのに対し、60歳未満の接種率は約5割であることから、本期間内では、60歳未満の接種対象者の60%以上（約39万人）を3回目接種の目標として取り組む。

別表 1

ワクチン接種の工程表

実施主体	接種時期	R3. 12月	R4. 1月	R4. 2月	R4. 3月	R4. 4月	R4. 5月	R4. 6月	R4. 7月	R4. 8月	R4. 9月
県内接種対象者（約140.6万人）											
市町村	1 初回接種（1・2回目接種）										
	12歳以上	→									
	5歳から11歳まで										
	2 第1期追加接種（3回目接種）										
	医療従事者等	→									
	高齢者及びその他の者										
県	3 第2期追加接種（4回目接種）										
	60歳以上の者 18歳以上60歳未満の者で基礎疾患を有するもの その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの										
県	ワクチン接種センター モデルナ社製、アストラゼネカ社製及び武田社製ワクチン（ノババックス）の接種を希望する者										
	沖縄県モデルナワクチン接種センター 初回接種（1・2回目接種）	→									
	沖縄県広域ワクチン接種センター 初回接種（1・2回目接種） 第1期追加接種（3回目接種）										
	第2期追加接種（4回目接種）										
企業等	職域接種		地域負担の軽減及び接種の加速化	→							